

(設置)

第1条 市の豊かな自然、文化及び歴史を背景とした地域資源を活用した地域ブランドを確立するとともに、その魅力を戦略的に発信し、地域の活性化を図るため、亀山市地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域ブランドの認定制度に関すること。
- (2) 地域ブランドの情報発信に関すること。
- (3) 地域ブランド認定品の販路開拓に関すること。
- (4) 地域ブランド推進のための支援に関すること。
- (5) その他地域ブランドの推進のために必要なこと。

2 協議会は、地域製品のブランド認定に係る審査を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内で組織する。

2 協議会の委員（次条から第6条までの規定において単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工に関する団体等を代表する者
- (3) 観光に関する団体等を代表する者
- (4) 農林業に関する団体等を代表する者
- (5) 流通に関する団体等を代表する者
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要がある認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営委員会)

第7条 協議会は、その補助機関として、亀山市地域ブランド運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、協議会の指示を受けて第2条第1項各号に掲げる事項について検討し、その経過及び結果を協議会に報告する。

3 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

4 第3条第2項及び第4条の規定は、運営委員会について準用する。

5 運営委員会に委員長を置き、運営委員会の委員の互選により定める。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(評価委員会)

第8条 協議会は、その補助機関として、亀山市地域ブランド評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、協議会の指示を受けて第2条第2項の審査を行い、その経過及び結果を協議会に報告する。

3 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

4 第3条第2項及び第4項の規定は、評価委員会について準用する。

5 評価委員会に委員長を置き、評価委員会の委員の互選により定める。

6 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会、運営委員会及び評価委員会の委員の任期は、第4条第1項（第7条第3項及び第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする

3 この要綱の施行後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。